

HOLDINGS

# JCSSAの取組について

一般社団法人 日本コンピュータシステム販売店協会

# CONTENTS

- JCSSAについて
- ガイドライン作成の背景
- ガイドラインのポイント

# 01 JCSSAについて

# 自己紹介

---



【氏名】  
尾崎 嘉一

【所属団体】  
一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会  
セキュリティ委員会 ガイドライン分科会 オーナー

株式会社ソフトクリエイト  
サービス事業統括部 担当部長

【現在の活動】  
セキュリティ事業全般の支援



# JCSSAについて

## 一般社団法人日本コンピュータシステム 販売店協会 Japan Computer System Seller Association

経済産業省 商務情報政策局 関係団体

任意団体設立 1991年12月

社団法人設立 1996年10月

一般社団法人設立 2011年3月

名誉会長 (株)大塚商会

副会長 (株)ハイパー

副会長 ダイワボウ情報システム(株)

副会長 SB C&S(株)

代表取締役社長 大塚 裕司

取締役会長 玉田 宏一

代表取締役社長 松本 裕之

代表取締役会長 溝口 泰雄



会長 林 宗治

株式会社ソフトクリエイイト

ホールディングス

代表取締役社長

# JCSSAについて

総会員数：**438社** 2024年9月末

正会員 284社

システムインテグレータ、  
ICTサービス、サポートサービスなど、  
エンドユーザーに直接提供を行っている法人向け販売会社



賛助会員 154社

ハード、ソフト、サービスなど  
ICT販売会社へ製品サービスを提供しているベンダー



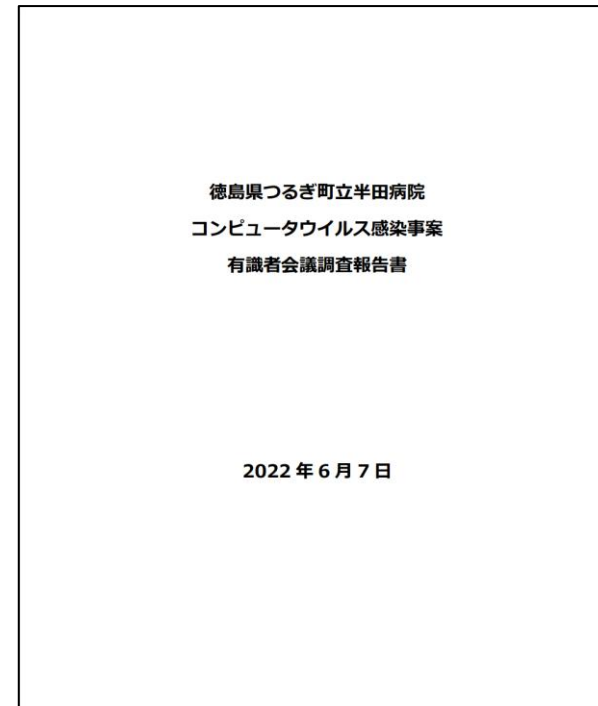
ITを活用するお客様に一番近い距離にいる業界団体  
としてお客様の目線に立ちITの社会的普及と  
活用促進に向けて相互に協力し活動する



# ガイドライン作成の背景

# ガイドライン作成の背景

半田病院でのセキュリティインシデントの検証レポートから、販売店、利用者の責任範囲を明確に説明する必要があると、改め認識し、販売店の責任範囲の明確化が重要



参照元 <https://www.handa-hospital.jp/topics/2022/0616/index.html>

参照元 [https://www.handa-hospital.jp/topics/2022/0616/report\\_01.pdf](https://www.handa-hospital.jp/topics/2022/0616/report_01.pdf)



# ガイドライン作成の背景

---

販売店が  
情報機器販売時にガイドライン参考にして、  
見積条件を提示することにより、  
お客様側で必要な運用を明確にし、  
インシデント発生時の責任範囲を、  
理解いただくことを目的として作成

# ガイドライン作成の背景

## サイバー攻撃の高度化、多様化

- VPN機器のような外部公開資産を経由し、社内ネットワークに不正侵入するサイバー攻撃の割合が80%を超えている。

## 脆弱性を利用したサイバー攻撃が増加

- メーカーのホームページや、IPA 等の脆弱性情報発信サイトから入手可能だが、結果として利用者が対応・修正していない脆弱性が原因のセキュリティインシデントが発生している。

## インシデント発生時の責任範囲が不明瞭

- 導入した情報機器の脆弱性情報について、入手方法、対策方法などの責任範囲が、言語化、文書化された状態で販売されないケースがあり、インシデントの責任について販売店と利用者が争う場面がある。

# ガイドライン作成の背景

---

利用者自身にリスクを認識頂き、  
運用の責任を正しく共有し分解する事で、  
**販売店のみならず利用者のリスクも低減**し、  
インシデントが発生しにくい環境を構築する  
建設的な取り組みが強く求められる。

# ガイドラインのポイント



# ガイドラインのポイント

---

## 適用範囲

販売店が利用者に対して  
販売する情報システム関連製品全般の  
脆弱性に関する情報提供  
(初版では、ソフトウェアやCloudサービスは含まず)

# ガイドラインのポイント

---

## 販売店の告知事項

- ① 保守・メンテナンス等の契約を締結しない限り、販売した情報機器の納品後のインシデントに対して責任を負うものではないことについて、十分な説明を行う
- ② 販売時点におけるシステムの最新バージョンを共有
- ③ 継続的な保守契約又はスポット作業によるメンテナンス業務を行うサービス・プランを提案
- ④ 脆弱性を放置した場合のリスク
- ⑤ 販売店が実施している有償対応のサービス内容
- ⑥ 販売店の免責事項
- ⑦ 脆弱性情報の提供責任がメーカー側にあり販売店には義務がない旨
- ⑧ 保守、メンテナンスに係るサービスの提案

# ガイドラインのポイント

---

上記内容を見積書、契約条件等に明記し、  
**販売店は販売時に利用者へ必ず告知**する

# ガイドラインのポイント

---

## 今後の検討事項

ガイドラインの適用範囲の拡大について検討予定

①ソフトウェア、サービス、保守等の追加

②他団体の認証制度との連携

↳ 下記2制度の追加検討

- ・ IoT機器のセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)
- ・ 情報セキュリティサービス審査登録制度



# 各種資料

## JCSSAについて

一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会

アクセス | 会員ログイン

Google 検索

フォントサイズ 小 中 大

- JCSSAについて
- セミナー・イベント
- 調査報告・刊行物
- 事業支援
- 会員情報
- 入会案内
- 画像共用化

### 入会案内

> 入会案内

現在、一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会(JCSSA)は、コンピュータシステム販売に関する調査研究、人材育成、普及及び啓発、情報の収集及び提供を通じて、様々な活動を行っています。正会員・賛助会員合わせ多くの会員のご支持を頂いて、発展を遂げてまいりました。

未入会の企業各位に対しましては、このホームページの情報から活動の一端をご理解いただけたらと思います。「JCSSA」のさらなる発展と会員へのサービスの向上を急務として、事務局一同さらなる努力をいたす所存です。ぜひ当協会にご入会いただき、会員としての活動にご参加いただければ、その共有するノウハウや様々な経験がさらに豊かなものとなって、会員各位の事業に貢献できるものになると確信しています。

### 活動内容

JCSSA のご紹介

JCSSA の活動内容について  
ダウンロード (PDF) 1.29 MB

JCSSA の活動内容について  
ダウンロード (PDF) 1.37 MB

一般社団法人  
日本コンピュータシステム販売店協会

## 入会のご案内

[https://www.jcssa.or.jp/is\\_makerlist/admission\\_index/](https://www.jcssa.or.jp/is_makerlist/admission_index/)

## ガイドラインについて

### 情報機器販売時のガイドライン

#### 第1章 背景

近年、ITの発展や労働環境の変化に伴い様々な情報機器の導入を行う企業が増える中、日々発表されている情報機器の脆弱性について対応を放置されたまま運用を続ける状態が増え、修正されていない脆弱性を利用したサイバー攻撃の被害が増加の一途をたどっています。

情報機器に関する脆弱性情報はメーカーのホームページや、IPA等の脆弱性情報発信サイトから入手可能です。しかし、情報機器を販売した販売店、情報機器を購入し利用する企業・法人(以下、「利用者」)間で、導入した情報機器の脆弱性情報について、入手方法、対策方法などの責任範囲が、言語化、文書化された状態で販売されず、結果として利用者が対応・修正していない脆弱性が原因のセキュリティインシデントが発生した場合、インシデントの責任を販売店と利用者が争う場面に至ることがあるため、これを未然に回避する必要があります。

また利用者自身にリスクを認識していただき、運用の責任を正しく共有し分解することで販売店のリスクのみならず利用者のリスクも低減し、インシデントが発生しにくい環境を構築する建設的な取り組みが社会的にも強く求められています。

#### 第2章 目的

販売店が情報機器の販売時の責任範囲を明確にし、利用者が運用するために必要な情報の入手先、問い合わせ先を販売時に正しく伝えるために、必要な原則や内容について一定の基準を示すことにより販売店と利用者間における責任分界点を明確化することを目的とし、また、それによって事前に想定すべき脆弱性対応を含む安定的な運用を利用者に定着させ、可能な限りセキュリティインシデントの被害にあわないで済む継続的な取り組みの認知も目指します。

さらに本来利用者が持つべきスキルや体制の確立や、状況に応じた外部委託の必要性、有償サービスの意義などを明確にすることで、利用者とともに安全安心な情報セキュリティを構築していきます。

#### 第3章 適用範囲

本ガイドラインでは、販売店が利用者に対して販売する情報システム関連製品全般の脆弱性に関する情報提供について適用範囲といたします。

#### 第4章 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義を以下に示します。

- 情報システム関連製品全般

販売店により販売したPC・ルーターやスイッチなどのネットワーク機器を含む、インターネットに接続でき、ファームウェアの更新が行える製品全般を指す。

告知するとともに、

[https://www.jcssa.or.jp/wp-content/uploads/2024/12/guideline\\_ver1.0a.pdf](https://www.jcssa.or.jp/wp-content/uploads/2024/12/guideline_ver1.0a.pdf)

ご視聴ありがとうございました。

一般社団法人日本コンピュータシステム 販売店協会  
Japan Computer System Seller Association